

2006年7月5日

日本カトリック正義と平和協議会
会長 松浦 悟郎 司教様
(写し)池長 潤 大司教様

夙川教会信徒
河野 定男

何故いけない？教育基本法改正

† 主の平安

[はじめに]

去る5月29日付けで、「教育基本法改定案に反対する」という文書が日本カトリック正義と平和協議会(以下、正平協と略)会長松浦悟郎名で小泉内閣総理大臣あてに出されました。

以下は、この正平協の公式文書に対する疑義を綴ったものでありますが、その疑問点を「カトリック教会のカテキズム」(以下「カテキズム」と略)や「カトリック教会の教え」(以下「教会の教え」と略)などに照らして述べたものです。従って、その教理理解が誤っていないかどうか司牧者の目で見え頂き、この点も併せてご回答お願いする次第です。

[1] まずお尋ねしたいのは、このような文書はどのような手続きを経て作成され、教会の公文書として総理大臣や政府機関に提出されるのか、そして、その権限は何に由来するのか、ということであります。この点を明確なご回答をお願いする次第であります。

正平協は日本のカトリック教会の正式機関でありますから、日本の教会全体が教育基本法改定案に反対を表明したことになります。従ってわれわれ信徒もこの改正反対の立場に組み入れられていることになり、教会の一員として共同の責任を負うことになってしまいます。

法律の改正や新規の施行は、申すまでもなく、われわれの社会生活の基盤を構築し、整備するものです。このような法の改正や施行は明らかに「政治体制の構築や社会生活の組織づくり」であり、「道徳や基本的人権、もしくは福音の教えに反し

ない」限り、それらに「直接に介入することは、教会の司牧者の任務」ではなく、むしろ、「この任務は信徒の召命の分野」であるというのが、カトリック教会の教えであると考えますが（「カテキズム」2242項及び2442項）、間違っているでしょうか。この点、是非ご確認お願い致します。この文書作成に「信徒の任務」はどのように反映されているのでしょうか。この文書が出されたという事実は6月11日付けのカトリック新聞で報道されてはおりますが、実際には大多数の信徒は知らないというのが実態でありましょう。しかも、教育基本法は改正されるべきだと真面目に考えている信徒も多勢おられると推定されます。カトリック教徒である麻生太郎外務大臣、山谷えり子議員も改正案提案者の重要メンバーであります。今回の政府与党による改正案は、以下に見るとおり、カトリックの教えに抵触する点は何もないと考えられます。ならば、私も教育基本法改正を積極的に支持する（もっとも私の場合は、愛国心と宗教の意義をより鮮明に盛り込んだ超党派議員連盟案を支持す立場です）者ですが、改正を支持する多くの信徒の立場を、正平協が侵害しているということになってしまいます。この責任を正平協はどうお考えなのでしょう。

[2] 今回出された正平協文書の前半の要旨は、

- ① 教育基本法は憲法と一体性のあるもので、これの改正は、「国際社会においても高く評価されており、実効的な戦争放棄の決意の上に立つ」日本国憲法の改正に繋がるから阻止しなければならない。
- ② 現今の教育の荒廃は、現行教育基本法を誠実に実行しなかった結果であり改正の必要はない、という二点であります。

①の正平協の「憲法は変えてはならない」という主張は、カトリック教会の考え方に照らしてみると、どう見ても無理があります。戦争の放棄を謳った憲法9条に関連する自衛権や国防などの問題に関して、カトリック教会は次のように教えています。

※「戦争の危険が存在し、しかも十分な力と権限をもつ国際的権力が存在しない間は、平和的解決のあらゆる手段を講じたうえでならば、政府に対して正当防衛権を拒否する事はできないであろう。」（現代世界憲章79項、下線筆者以下同様）

※「祖国防衛のために兵役に従事することは、必ずしも平和維持に反するとはいえません。」（「教会の教え」403頁）

※「個人および社会の正当防衛は認められます。」（「カテキズム」2263項）

※「正当防衛は単に権利であるばかりでなく、他人の生命に責任を持つ者にとっては重大な義務となります。・・合法的な権威を持つ者には、その責任上、自分の責任下にある市民共同体を侵犯者から守る為には武力さえ行使する権利があります。」（「カテキズム」2265項）

※「(国民の義務として)権威に対する服従ならびに共通善への共同責任には、納税、投票権の行使、ならびに国防という義務がともなっています。(「カテキズム」2240項)

以上のような教会の教えを踏まえて、仮に日本国民が憲法96条の規定に従って、憲法9条に自衛権の行使を明確に規定し、或いは、新たに国防の義務を規定する条項を加える方向で憲法改正の選択をしようとする場合、カトリック教会がそれに反対する根拠はないことは明らかであります。

②は現行教育基本法の改正は不必要であるという主張の根拠を示したものと考えられます。

確かにカトリック教徒の識者にも、酒井新二氏のように、今日の教育の荒廃は、文科省(旧文部省)の教育行政の多くの誤りと、文科省と日教組との長期にわたる不毛の政治闘争の結果であるところが大きいとする考え方があります。酒井氏は、現行教育基本法は、田中耕太郎以下、当時のカトリック・プロテスタントの第一線級の知性が中心となって作り上げたものであり、その理念はキリスト教的普遍主義に合致するものであることは明らかであると記しておられます(「あけぼの」04年6月号)。

しかし、キリスト者の知性が作り上げたと言われる現行法は、教育勅語を前提として作られたもので(現行法制定:昭和22年3月、教育勅語の廃止:昭和23年6月)、教育勅語には欠けていた「個人の尊厳」や「平和の希求」などの理念を盛り込んで、憲法を補完しようとしたものである(八木秀次、03年3月3日産経新聞“正論”欄)とする考え方があります。また教育基本法のもともとの要綱案には「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない」とか「伝統を尊重して」という文言があったが、GHQ の反対にあって削除されたという経緯もあります(大原康男、04年11月21日産経新聞“正論”欄、及び05年元旦読売新聞社説)。

こうして見ると、「キリスト者の知性が作り上げた」現行基本法は、その「立法者意思」が大きく曲げられたものであると考えねばなりません。

[3] 文書の後半部分は、具体的に「伝統と文化の尊重」「公共の精神」「我が国と郷土を愛する心」(=「愛国心」)という三つの文言を取り上げて批判しています。その要旨は、次の様な驚くべき非常識な主張であります。

- ① 伝統の尊重は、思想、良心、信教の自由を侵害する危険があり、神社参拝を強要する危険性を孕んでいる。
- ② 公共の精神の強調は個人より、国を上位に置く意図のあらわれである。
- ③ 愛国心(国と郷土を愛する心)という文言を、教育基本法という法律に取り入れることは、人権侵害をおこす可能性を孕んでいる。

私は、ここで以上のような非常識な主張に一つ一つ反論を加えようとするのではありません。「伝統と文化の尊重」、「公共の精神(の尊重)」、「愛国心」という概念に対し、カトリック教会はどのように教えているかを「カテキズム」、「教会の教え」、「現代世界憲章」等に依って検証して見たいと思います。その結果、これらの概念がカトリックの教えに合致するなら、これらの文言を教育法改正に取り入れても、何ら差し障りはないこととなります。むしろ歓迎すべきであります。

検証に入る前に、是非確認しておきたい事は、われわれカトリック信徒は政府や国の為政者に対し、どのような態度で臨むべきなのかということでもあります。

今回の正平協文書の底流には、為政者の権威を軽んじる思想、あるいは国家や政府は個人と対立関係にあり、個人を圧迫するものであるという考えがあるように感じられます。(「為政者の思惑」とか「教育が・・・国家権力に利用されないように」という表現に、その事がよく示されていると思う。)

国民は国や為政者の権威は尊重すべきであるというのがカトリック教会の基本的立場ではないでしょうか。

※「政治共同体と公権は人間の本性に基づくものであり、したがって神の定めた秩序に属する者である事は明白である。」(現代世界憲章74項)

※「権威に服する人々(国民)は上に立つ者を、神がご自分のたまもの奉仕者として定められた神の代理者とみなすべきです。」(カテキズム2238項)(この箇所はロマ13:1と一ペトロ2:13,16を根拠としている)

※「社会を治める者は合法的に選ばれて社会的な権威を行使します。その権威は神からゆだねられたものですから、わたしたちはその権威に従う。」(「教会の教え」379頁。但しこう述べたあと「必ずしもすべての権威者がそのように権威を行使しているわけではない」と断っている)

1) 「伝統と文化の尊重」について

「使徒後の教会は、使徒を通して伝えられた信仰の遺産を教会の最高の規範とし、使徒たちからの伝承(Tradition=伝統)を保持することに努めました」(「教会の教え」23頁)とある通り、伝統の尊重こそカトリック教会の基本概念であると思う。そして各民族の文化はそれぞれの伝統の上に培われるものであり、教会はその文化を尊重するのである。「(第二バチカン公会議で)世界各地域の生活や文化とキリスト教信仰との出会いを大切にするとところから、『インカルチュレーション(文化内開花)』ということが強調されました」(「教会の教え」146頁)。

そしてインカルチュレーションの第一歩として、日本の教会は新しい儀式書『葬儀』を作成するに際し、死者の弔いに関する日本の伝統的な儀式を典礼と調和させるように配慮している(「教会の教え」181頁)。

2) 「公共の精神(の尊重)」について

教会は、人間が社会的な存在であり、互いが社会(=公共)に貢献し合うことなしには、(神から与えられた)自分の能力を活かすことはできないことを、教えてきた。

「人間はその深い本性から社会的な存在であり、他人との関係なしには生活することも才能を発揮することもできない」(「現代世界憲章12」)。

「人間には社会生活が欠かせません。社会生活は・・・その本性から要求されるものです。他の人と交わることによって、また互いに役立ちあったり対話したりすることによって、人間はその諸能力を発揮させていきます。」(カテキズム1879)

このように人間の社会性を重要視する立場から、教会は次のように教えている。

「国民の義務の中に、共通善のために必要な物的または人格的奉仕を国家に提供する義務があることを忘れてはならない」(現代世界憲章75)。

3) 「愛国心」について

国を愛することは、国民の義務の一つであることを、教会は信徒に明確に教えている。

「国民の義務は、社会の善のために真理と正義と連帯と自由の精神をもって政府と協力することにあります。愛国心や祖国への奉仕というものは、感謝の義務と愛の要求によって生じるものです。国民は・・・合法的な権威に服従し、共通善に奉仕することによって各自の役務を果たすべきです」(カテキズム2239項)。

下線部分はやや判り難い翻訳なので、カテキズムの英語版からイエズス会司祭に訳してもらったものを紹介しておく。

「祖国を愛し、祖国に奉仕することは、祖国への感謝という義務に由来しており、愛の秩序に属している。」

また、長年、信徒及び入門者ためのテキストとして親しまれてきた「カトリック要理」は、設問189の回答として「国家の一員としての義務は、国を愛し、国ために祈り、国法に従い、公益のために努力することです。選挙権を正しく行使することは国民の大切な義務の一つです」と教えている。

こうして見ると、愛国心は「共通善に奉仕すること」、「公益のために努力すること」などの「公共の精神」と深い関連があることが解る。

なお、現代世界憲章は偏狭な愛国心をいましめ、次のように指摘している。

「国民は忠実でおおらかな祖国愛を養うべきであるが、心の狭さを避け、諸民族、

諸国民、諸国家の間における種々の関連によって結ばれている全人類家族の益を常に志さなければならない。」(「現代世界憲章75項」)

以上の通り、正平協が教育基本法改正反対の理由として取り上げた「伝統と文化の尊重」、「公共の精神(の尊重)」、「愛国心」は、いずれも人間の本性に基づくごく自然な概念でカトリック教会も支持しているものばかりであります。それらに何ら反対する理由はないと考えますが、如何でしょうか。

[4] 最後に指摘して置きたいことは、今回の教育基本法改正論議で、議論の焦点の一つになったのが宗教教育の問題ですが、この事に正平協は全く関心を示していません。

これは宗教家として恥ずべきことではないでしょうか。教育基本法の改正は憲法改正に繋がるから絶対に阻止しなければならないという、偏った政治的イデオロギーに捕らわれてしまっている正平協は、宗教家本来の仕事を忘れてしまっているといわざるをえません。現行法の下では、公立学校で宗教はタブー視され、実質的に宗教に関する教育は何もなされていないのが実情であります。その結果、世界にも稀な宗教音痴の日本人を大量につく出してしまったという現実には、日本全体の福音化の使命を託されていりキリスト者は責任を感じなければなりません。

5月16日付け産経新聞は、全日本佛教会は「宗教的な伝統や文化に関する基本的知識および意義は、教育上これを尊重しなければならない」などとした改正試案を提案し、民主党がこの提案をほぼ全面的に取り上げたと報道しています。佛教の方がカトリックよりこの点に関しては立派であります。教育基本法改正は、継続審議となり、次期国会以降の問題となりました。この間を利用して、カトリック教会も日本の国民の宗教教育につき真剣に考え、他宗教とも協議し、何らかの改正案を提案すべきではないでしょうか。

以上

初出原典は、

<http://www2.ocn.ne.jp/~antijpj/kohno/kohno2006.07.05.html>

<http://www2.ocn.ne.jp/~antijpj/kohno/index-kohno.html>

[資料:日本カトリック正義と平和協議会 文書]

<http://www.jade.dti.ne.jp/~jpj/message/jp-M06052901.html>

内閣総理大臣
小泉純一郎 様

2006年5月29日
日本カトリック正義と平和協議会
会長 松浦悟郎

教育基本法改定案に反対する

私たちは去る4月28日、政府が閣議で決定した教育基本法改定案(以下、「改定案」)に反対します。この「改定案」は子供たちの人間としての成長や彼らの人生、また日本の社会に大きな問題を起こすことが予想され、到底受け入れることはできません。

現行の教育基本法(以下、「現行法」)は、日本国憲法が目指した「世界の平和と人類の福祉に貢献」という崇高な理想の実現が、「根本において教育の力にまつべきものである」とし、平和憲法との一体性を明確に謳っています。その日本国憲法は、国際社会においても高く評価されており、実効的な戦争放棄の決意の上に立って、世界の平和と普遍的な人間の権利を守ろうとする国際社会との連帯を明記した稀有な憲法であることは広く知られているところです。「現行法」は、この憲法に立脚し、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」を目指しているのです。

政府は今回の改定の理由として、犯罪の低年齢化問題や「現行法」が時代に合わないことを挙げています。しかし、むしろ、教育行政と私たち自身が、「現行法」の精神を誠実に実行してこなかったことをまず反省すべきであり、「現行法」の価値を現代社会の中であらたに検証することこそが、今、正にわたしたちに求められているのです。

2003年4月に河村健夫文部科学副大臣が衆議院文教科学委員会で、『教育基本法改正は今の憲法の精神を基に議論するのが大前提だが、今後、憲法の見直しの議論が出た時に、逆に(改正する教育基本法の精神が憲法改定案に)入っていくような価値を持つように検討したい』と述べ、憲法改正も視野に入れながら議論すべ

きだとの考えを明らかにした」(共同通信ホームページ)と伝えられています。これにより教育基本法の改定が、平和憲法を廃棄して別の憲法を作り出すための布石とする目論みが明らかになりました。私たちは、戦後60年にわたって日本の平和思想を育ててきた「現行法」を変える必要がないことを主張すると共に、「改定案」の奥にある意図に危惧を持つものであります。

「改定案」前文では「公共の精神を尊び」、「伝統を継承し」とあり、第二条でも「伝統と文化を尊重し」となっています。「伝統」が何を意味するかが曖昧で、為政者の思惑で「伝統」が決められると、思想、良心、信教の自由まで侵害される危険もあります。なぜなら、戦前、神社での拝礼は宗教行為ではなく、国民的儀礼であるとされ、キリスト教徒にも強要されました。現在、首相の靖国参拝が単なる「儀礼」であるかのような説明で強行される一方、自民党による憲法改定案では政教分離原則について、宗教教育や宗教活動も「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」内なら可能であるとしています。歴史の反省から生まれた政教分離原則を、このように緩和していこうとする動きが起こっていることを合わせて考えると、「伝統と文化の尊重」という文言を「改定案」に入れることによって、神社参拝を強要する危険性をはらんでいるように見えるのです。同じく前文に付加しようとしている「公共の精神」には、公権力の教育への介入が危惧される「改定案」第十六条第一項と合わせて、個人よりも国を上位に置く意図があらわれています。

また、同第二条の「我が国と郷土を愛する」との文言は、当初盛り込もうとしていた「愛国心」の別の表現であり、私たちは基本的には同じ危惧を持たざるを得ません。「愛する」というきわめて個人の主体的決定や意志に基づく事柄を法律で定めることは、人権侵害を起こす可能性をはらんでいます。かつて国旗国歌法成立の際、「児童や生徒に強制するものではない」との首相の答弁があったにもかかわらず、今、国歌斉唱時に起立をしなかった教師が大量に処分され、国歌を歌う生徒の声量まで測るという異常な「指導」がなされ、現実的には実質的強制が行われています。また、「愛国心」を通知表で評価をすることなども行われ、生徒の心の中まで踏み込んできているのです。もし、基本法の中に「愛国心」を意味する文言が入れられれば、その強制力は計り知れない力で教師や生徒にのしかかってくることは容易に推察できます。人格のあるべき姿を国家が規範として法律で決め、「心」や「態度」について法制化することは、法の任務から逸脱しているといわなければなりません。

以上のことから私たちは、教育がその時々国家権力のために利用されないように歯止めをかけた「現行法」の精神を貫くべきだと考えます。従って、現行の教育基本法を改定するのではなく、むしろその精神と価値を再評価し、今一度、個人の尊厳と世界の平和のために生きる人間を育てる教育の役割を完遂するよう強く要請します。

以上